

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
高齢者等に対する肉用牛貸付金条例 施行規則（平成18年規則第22号）第4 条	借入の申込みに対する許可	産業振興課

- 1 申込者が所有する牛舎及び飼料畑について、肉用牛を借入できる規模を有していることを審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。